

## 後期高齢者医療の平均保険料

# 東京は 10万2900円

後期高齢者医療制度の保険料と国保保険料の比較(東京都)

| 年金収入   | 後期高齢者医療制度保険料 | 特別区の国保料 | 増減率    |
|--------|--------------|---------|--------|
| ～153万  | 11,340       | 10,530  | 7.7%   |
| ～168万  | 16,260       | 12,142  | 33.9%  |
| ～173万  | 30,380       | 13,754  | 120.9% |
| ～193万  | 38,580       | 24,944  | 54.7%  |
| ～213万  | 63,040       | 33,763  | 86.7%  |
| ～233万  | 76,160       | 53,593  | 42.1%  |
| ～238万  | 84,360       | 59,406  | 42.0%  |
| ～253万  | 98,480       | 65,668  | 50.0%  |
| ～288万  | 114,880      | 92,435  | 24.3%  |
| ～338万  | 142,760      | 127,868 | 11.6%  |
| ～388万  | 175,560      | 168,788 | 4.0%   |
| ～438万  | 208,360      | 215,365 | -3.3%  |
| ～488万  | 241,160      | 269,150 | -10.4% |
| ～538万  | 273,960      | 323,896 | -15.4% |
| ～588万  | 306,760      | 378,642 | -19.0% |
| ～638万  | 339,560      | 433,326 | -21.6% |
| ～688万  | 372,360      | 488,010 | -23.7% |
| ～743万  | 406,800      | 522,676 | -22.2% |
| ～783万  | 437,960      | 530,000 | -17.4% |
| ～823万  | 464,200      | 530,000 | -12.4% |
| ～858万  | 488,800      | 530,000 | -7.8%  |
| 858万1～ | 500,000      | 530,000 | -5.7%  |

※都後期高齢者医療広域連合の資料をもとに作成(年額 円)

## 広域連合が条例案

七十五歳以上の人を対象にし、来年四月から実施予定の後期高齢者医療制度で、東京都で実施される同制度の保険料などを定める条例案が、同制度を運営する都後期高齢者医療広域連合が示した資料から明らかになりました。これによると、一

人あたりの平均保険料は年額十萬二千九百円とされています。二十三特別区在住者の場合、年金収入が年額三百八十八万円までの人が支払う保険料は、現行の国民健康保険料と比べて増額になる一方、それ以上の年金収入がある人は減額になる見込みです。政府は平均保険料を年七万四千四百円と説明していましたが、十月二十五日の参院厚生労働委員会では、日本共産党の小池晃議員の追及で全国平均が年八万六千円になる均等化案が示されました。これと比べても、都の保険料は高額の

「後期高齢者」と呼んで他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押し付ける大改悪だとし、来年四月の実施中止を求めて運動をすすめています。

同案は、二十日に開かれる東京都後期高齢者医療広域連合議会に提出され審議されます。日本共産党は、同制度を七十五歳以上の人を

# 東京のページ

東京都後期高齢者医療広域連合が作成した後期高齢者医療制度の条例案は、平均保険料を年10万2900円としています。これまで試算を含めて

保険料額が検討されてきましたが、今回決定した案でも、制度の対象となる75歳以上の高齢者の負担が増えることは変わりません。

## 75歳以上医療制度

# 高額保険料に批判

## 高まる「実施中止を」の声

今回明らかになった条例案は、二十日の都後期高齢者医療広域連合議会で審議され、可決されれば決定します。

保険料額は、二年ごとに改定されます。七十五歳以上の「後期高齢者」の人口や医療給付費の増加に応じて自動的に保険料が引き上げられていく仕組みです。この先の値上げも考えられます。

同制度は扶養家族で保険料負担がなかった人も含め、「後期高齢者」一人ひとりの、年金からの

天引きという方法で保険料を徴収します。年金が月一万五千円未満の人などは窓口で保険料を納付します。保険料が払えない人は、保険証をとりあがられ、窓口で医療費を「包括払い(定額制)」と「自己負担」が適用されます。これまでに、都内六十

容が差別・制限されよう。自己負担を導入するため、七十五歳になった同制度の対象者は、七十四歳以下の人と別建ての診療報酬(医療の価値)が適用されます。これまで、都内六十

自民・公明と野合は、新たに保険料負担が増える「被扶養者」に対する保険料の減額措置を期限付きで検討していますが、根本的な解決にはなりません。

同制度では、年齢によって受けられる医療の内

市町村が経費を負担し

す。自己負担を導入するため、七十五歳になった同制度の対象者は、七十四歳以下の人と別建ての診療報酬(医療の価値)が適用されます。これまでに、都内六十

見直しを求めている。同制度にかんする意見書を可決。地域の老人クラブ会長からも制度に批判の声が上がるなどの動きも出てきています。

世論を駆け、制度の実施中止に追い込む運動が求められています。

(酒井曉史)

## あなたの保険料はどう試算

◇所得(旧ただし書き所得)  
所得=年金収入 - 120万円 - 33万円  
(公的年金等控除)(基礎控除)  
(例:年金収入 年160万円の単身者の場合  
所得=160万円-153万円=7万円)

◇均等割(37,800円)  
所得 均等割(単身者の場合※)  
0~15万円 11,340円(7割減額)  
~85万円 30,240円(2割減額)  
85万円超 37,800円  
(例:所得7万円なので 均等割 11,340円)  
※夫婦とも75歳以上の場合、所得15万円超40.5万円未満が5割減額になり、18,900円

◇所得割(保険料率 6.56%)  
所得割=所得×6.56/100(10円未満切り捨ての場合)  
(例:所得割=7万円×0.0656=4,590円)

◇保険料=均等割+所得割  
(例:保険料=11,340円+4,590円=15,930円)

保険料は、所得に関係なく負担がかかる均等割と、所得に応じて負担がかかる所得割の合計です。都広域連合は、計算の基礎となる所得について、

「旧ただし書き所得」というものを採用しています。均等割については、条例案上の年金等控除(六十五歳以上のお年寄りは年百二十万円)は年三万七千八百円としました。低所得層には七割、二割の三段階の減額措置をとっています(単身者の場合は七割、二割の二段階)。

所得割は、旧ただし書き所得に保険料率をかけて算出します。条例案は保険料率を6.56%と設定しています。

たとえば、年金収入が年百六十万円の人の場合では、均等割一万一千三百四十円、所得割四千五百九十円(十円未満切り捨ての場合)となり、保険料は一万五千九百三十円となります。